

# 税の申告に必要な物

- 用意する物
  - 印鑑、昨年の所得が分かる物など（源泉徴収票や支払調書など。事業や不動産で所得があった人は収支に関する書類）
  - 各種控除を受ける人は、表2のとおり
- 証明書などを紛失したら  
次の証明書などを紛失した場合、再発行などの

問い合わせは **市民税課 ☎ 898-6203**  
介護保険については **介護保険室 ☎ 898-6159**

手続きが必要ですので、確認してください。  
証明書など・確認先＝〈①年金の源泉徴収票〉年金支払者へ〈②国民健康保険税の領収証書〉市役所市民税課〈③介護保険料の領収書など〉市役所介護保険室（②③は大胡・宮城・粕川・富士見支所や前橋プラザ元気21証明サービスコーナーでも取り扱っています）

控除項目	対象	必要な証明書など
障害者控除	身体障害者手帳などの交付を受けている人	障害者手帳など
	上記を除く65歳以上の人で、介護保険の要介護認定を受け、一定の要件に該当する人	障害者控除対象者認定書（市役所介護保険室、大胡・宮城・粕川・富士見支所で交付。即日交付はできません）
社会保険料控除（国民健康保険税や介護保険料など）	年金から天引きの人	源泉徴収票（遺族・障害年金から天引きの人は支払通知書など）
	納付書払いの人	昨年中に支払った領収証書
	口座振替の人	振替済通知書
医療費控除	サービスを利用し、医療費が一定額以上ある人	昨年中に支払った領収書
生命保険料控除	生命保険料を支払った人	生命保険会社などが発行する証明書

※国民健康保険税や介護保険料の納付額について、電話での問い合わせには回答できません。

● **申告する必要がある人**  
● 所得税の確定申告を行う  
● 昨年中の収入が給与収入の

■ **申告・相談窓口**  
期間・会場など（表1のとおり）

■ **申告する必要がある人**  
● 所得税の確定申告を行う  
● 昨年中の収入が給与収入の

■ **申告する必要がある人**  
● 所得税の確定申告を行う  
● 昨年中の収入が給与収入の

■ **2 市県民税の申告**  
問い合わせは **市民税課 ☎ 898-6203**

● 公的年金等の収入額が40万円を超えたか、それ以外の所得が20万円を超えた

● 給与所得と退職所得以外の所得合計額（年末調整をしていない給与収入を含む）が20万円を超えた

● 公的年金等の収入額が40万円を超えたか、それ以外の所得が20万円を超えた

● 公的年金等の収入額が40万円以下で、それ以外に所得があった

● 所得がなかったか、非課税所得のみだったなど

■ **生命保険料控除額の計算方法を一部変更**  
昨年1月1日以降に契約した一般生命保険、介護医療保険、個人年金保険の各保険料控除限度額が2万8,000円になりました。

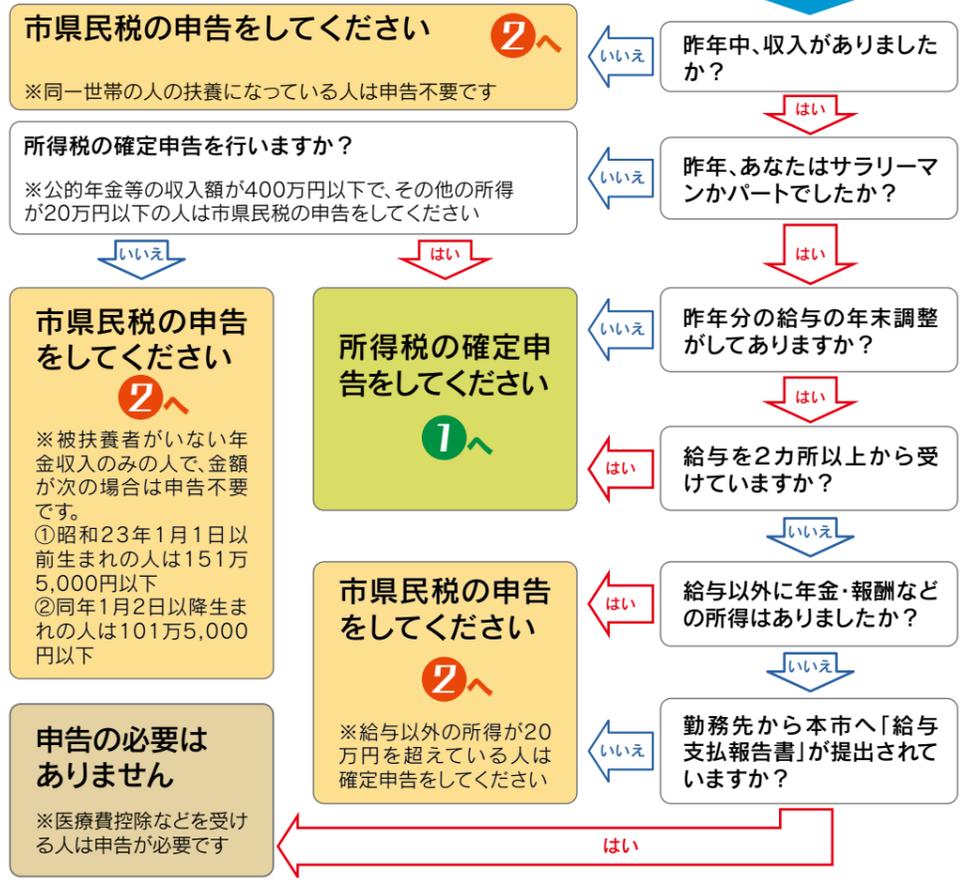
■ **生命保険料控除額の計算方法を一部変更**  
昨年1月1日以降に契約した一般生命保険、介護医療保険、個人年金保険の各保険料控除限度額が2万8,000円になりました。

申告は **3月15日** まで

# 所得税や市県民税 申告は正しくお早めに

ことし1月1日現在、本市に居住していなかった人は従前の市区町村に問い合わせてください。

自分に必要な申告を確認しましょう **スタート**



■ **1 所得税などの確定申告**  
問い合わせは **前橋税務署 ☎ 224-4371**（自動音声案内で「0」を選択）

申告書は、「所得税の確定申告の手引き」などを参考に作成してください。国税庁ホームページ（<http://www.nta.go.jp>）の「確定申告書等作成コーナー」を利用すると、簡単に申告書などを作成できます。

■ **申告・相談窓口**  
期間・会場など（表1のとおり）（期間中は前橋税務署での申告相談は行っていません）

■ **申告する必要がある人**  
昨年中、各種所得（譲渡所得

所得税や市県民税、消費税、贈与税の申告時期となりました。申告に必要な物をそろえて、早めに提出しましょう。

種類	期間	時間	会場
確定申告（所得税、消費税、贈与税）	2月13日(水)～3月15日(金)	午前9時～午後4時	前橋プラザ元気21
市県民税申告	2月18日(月)～3月15日(金)	午前9時～午後5時	市役所市民税課、大胡・宮城・粕川・富士見支所
	2月26日(火)	午前9時30分～11時30分	第五コミュニティセンター（文京町三丁目）
	2月27日(水)		第三コミュニティセンター（総合教育プラザ内）
	2月28日(木)		第二コミュニティセンター（前橋保健センター内）
日曜相談日※	2月24日(日) 3月3日(日)	〈①確定申告〉午前9時～午後4時 〈②市県民税申告〉午前9時～午後5時	①は前橋プラザ元気21 ②は市役所市民税課（3月3日は大胡・宮城・粕川・富士見支所でも受け付けます）

※日曜相談日以外の土曜日は受け付けていません。